

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律における

長崎型気候風土適応住宅の基準

令和7年4月1日

長崎県内所管行政庁

（長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、五島市）

1. 気候風土適応住宅とは

気候風土適応住宅とは、伝統的構法を採用する場合等で、地域の気候及び風土に応じた特徴を備えていることにより、建築物省エネ法¹で規定する外皮基準が適用除外となり、かつ、一次エネルギー消費量基準が緩和される住宅です。

具体的な要件としては、地域の気候及び風土に応じた 1)様式・形態・空間構成、2)構工法、3)材料・生産体制、4)景観形成、5)住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であるものとして、国土交通大臣が定める基準²（以下、「告示」という。）に適合する住宅であることが必要です。

2. 気候風土適応住宅の基準

告示には、第1項第1号に「国が定める基準」、第1項第2号に「国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準」、第2項に「所管行政庁が定める基準」が定められています。

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準

令和元年十一月十五日国土交通省告示第七百八十六号
令和六年六月二十八日国土交通省告示第九百七十五号

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準（2において、「気候風土適応住宅の基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 屋根が茅葺であること

ニ 次の（1）及び（2）に該当すること

（1）外壁について、次の（イ）から（ロ）までのいずれかに該当すること

（イ）片面を真壁造とした土壁であること

（ロ）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

（ハ）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

（2）屋根、床及び窓について、次の（イ）から（ロ）までのいずれかに該当すること

（イ）屋根が以下のいずれかの構造であること

①化粧野地天井

②面戸板現し

③せかい造り

（ロ）床が板張りであること

（ハ）窓の過半が地盤製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めるときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

国が定める基準（第1項第一号）

伝統的工法を採用する場合に、地域の気候及び風土に応じた特徴を備えていることにより、住宅全体として外皮基準への適合が困難となるような仕様を例示。



土壁



落とし込み板壁



地盤製作の木製建具



化粧野地天井

国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準（第1項第二号）

その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国が定める基準のみでは地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合、所管行政庁が要件を付加。

所管行政庁が定める基準（第2項）

所管行政庁は、**1の規定にかかわらず**、国が定める基準と同等であると認められる基準を**別に定めることができる**。

¹ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）

² 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年11月15日国土交通省告示第786号）

3. 長崎型気候風土適応住宅の基準

(1) 基準を定める目的

本県の気候風土の特徴としては、1)海岸線が長く、海と山に囲まれた斜面地が多い。2)全般に暖流と季節風の影響を強く受ける。3)冬はやや温暖で夏の暑さは比較的穏やか。4)猛暑地域で比較的雨が多く、勢力が非常に強い台風の上陸が多い。ということがあげられます。

そういった気候風土に適応するため、県内においては、「夏には大きな窓等により自然の風を取込み涼感を得る」、「深い庇等により日射を遮り室内への流入を抑える」、「自然素材により湿気から建物を守る」、「冬には縁側、雨戸により熱移動を調節し寒さを緩和する」、「大きな窓や土間等により日射熱を集め蓄えて温かくする」等の設備に頼らない省エネルギーに寄与する住まい・住まい方や、手刻みによる加工や伝統的な継手仕口等の伝統的構法が継承されてきました。

一方で、このような住まいは、外皮基準に適合することが困難であると想定される要素を含んでいることにより、令和7年4月1日より施行された原則全ての新築住宅に対する省エネ基準の適合義務化によって、更に減少してしまうことが懸念されています。

省エネ性能の向上は必要不可欠なことであるものの、そのことによって、地域の気候や風土に応じた住宅が失われていくことも極力避ける必要があります。

このようなことから、長崎の住まい・住まい方、景観、それを作ってきた材料や技術の今後の進化を途絶えさせず、未来へ継承していくため、長崎型気候風土適応住宅の基準を定めました。

(2) 基準の適用

①対象区域

長崎県内の全域

(所管行政庁：長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、五島市)

②対象住宅

木造住宅

③用語の定義等

用語の定義や運用方法は、『長崎型気候風土適応住宅基準運用ガイドライン』（長崎型気候風土適応住宅基準作成検討会議）及び『「気候風土適応住宅」の解説』（一般社団法人 住宅・建築SDGs推進センター）をご参照ください。

④長崎県内の地域区分

表 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件（抜粋）

地域の区分	市町
6	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
7	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町

（３）長崎型気候風土適応住宅の基準

令和６年４月１日に告示第２項に基づき、長崎県内の所管行政庁が定める基準として、「長崎型気候風土適応住宅の基準（案）」を定めました。

その際、省エネ基準適合義務化に向けた動きに柔軟に対応するため、長崎型気候風土適応住宅の基準は、当面の間、（案）のままの運用をしながら、国の動きを注視しつつ、関係団体や県民のご意見等をふまえ、必要に応じて見直し等を行うものとしており、その後も基準についての検討を続けていたところです。

一方、国においては、省エネ基準適合義務化に向け、国が定める基準の拡充や一次エネルギー消費量基準への適合性の評価方法の整合化等が実施され、確認申請等に添付するチェックリストの参考様式等も示されました。

基準（案）は、説明義務制度の中でのみの運用としていましたが、省エネ基準適合義務化の施行に合わせて説明義務制度は廃止され、気候風土適用住宅の基準に適合しているかどうかについては、建築確認や建築物エネルギー消費性能適合性判定の中で審査がなされることとなります。

これらをふまえ、令和７年４月１日より、告示第２項に基づく長崎県内の所管行政庁が定める統一した基準として、次のとおり、「長崎型気候風土適応住宅の基準」を定めました。

・基準（案）からの変更内容

- ① 国が定める基準（告示の基準）も適用できることの明確化
- ② 基準に「床下が開放的であること」を追加
- ③ 基準に「外壁周長の過半が縁側等であること」を追加

長崎型気候風土適応住宅の基準

令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により長崎県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。

一 告示第1項第一号イからハまでのいずれかに該当するものであること

二 次のイ及びロに該当するものであること

イ 次の（1）から（5）までのいずれかに該当すること

- （1） 告示第1項第一号ニ（1）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
- （2） 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること
- （3） 貫工法等であること
- （4） 床下が開放的であること
- （5） 外壁周長の過半が縁側等であること

ロ 次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること

- （1） 告示第1項第一号ニ（2）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
- （2） 次の（i）から（viii）までのうちいずれか3つ以上に該当すること
 - （i） 軒の出が0.9m以上であること
 - （ii） 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること
（高窓、天窓又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること）
 - （iii） 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること
（多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。）
 - （iv） 6畳以上の広さの畳（県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る。）の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること
 - （v） 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること
 - （vi） 内部の壁の仕上げの過半が塗壁（漆喰塗等）又は板張り壁であること
 - （vii） 屋根が瓦で葺かれていること
 - （viii） 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること

三 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること

【県内の一部の地域の気候及び風土に応じた住宅であって、県内全域の基準とすることが馴染まないものを定める場合を想定】

（４）長崎型気候風土適応住宅の基準第三号について

基準第三号については、所管行政庁が、地域の気候及び風土に応じた住宅であるものの、県内の一部の地域のみを対象としたものであって、県内全域の基準とすることが馴染まない基準を定める場合を想定して設けた規定ですが、令和 7 年 4 月 1 日時点で、以下の基準を定めています。

所管行政庁：長崎市 適用開始日：令和 7 年 4 月 1 日

対象範囲：長崎市歴史的風致維持向上計画重点区域（東山手・南山手区域）内

三 次の（１）から（５）に該当すること

- （１） 外壁が塗壁（漆喰塗等）、下見板張り壁又は自然石張り壁であること。
- （２） 屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること。
- （３） マントルピースと煙突を設置したものであること。
- （４） 窓の過半が鎧戸付きの木製建具（これに類するものを含む。）であること。
- （５） 各階に奥行き 1.5m 以上で、外壁の 1 辺の 1/2 以上の幅（同一面に複数設置するときは、その幅の合計）のテラス又はヴェランダを設置したものであること。

（５）長崎型気候風土適応住宅の基準の適用にあたって

長崎型気候風土適応住宅の基準の検討過程においては、長崎型気候風土適応住宅は、以下の 3 つの要件を備えている必要があるものと整理をしています。

基準の適用にあたっては、単に形式的に適用するのではなく、3.（１）の基準を定める目的や、これらの要件を踏まえた設計としていただきますようお願いします。

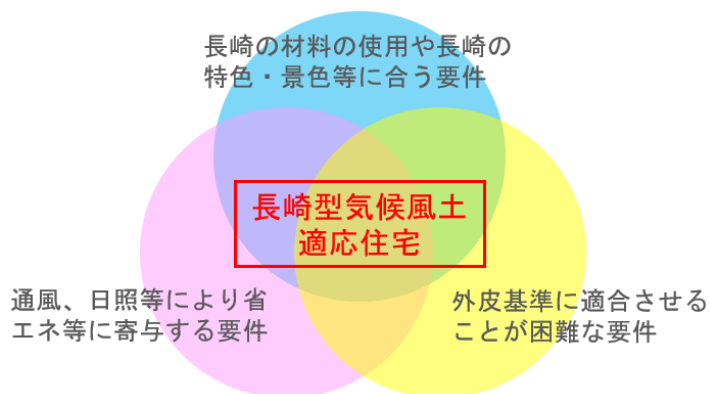


図 長崎型気候風土適応住宅の要件

また、省エネ性能の向上は、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるために必要不可欠であるため、気候風土適応住宅においても、できるだけ省エネ性能の向上に努めてください。

4. 省エネルギー基準への適合の確認

(1) 適合性を確認する性能

気候風土適用住宅については、外皮基準の適用が除外されますが、一次エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。ただし、設計一次エネルギー消費量の算定には、当該住宅ではなく標準の外皮性能を用いることとされています。

表 適合性を確認する性能

外皮基準	適用除外
一次エネルギー消費量基準	基準への適合が必要

(2) 一次エネルギー消費量基準の適合確認

気候風土適用住宅の一次エネルギー消費量基準の適合を確認する方法としては、仕様ルートによる方法と計算ルートによる方法があります。仕様ルートとは仕様基準への適合を評価する方法をいい、計算ルートとは Web プログラムを用いて一次エネルギー消費性能を評価する方法をいいます。

①仕様基準による適合確認

暖房、冷房、換気、給湯及び照明のそれぞれの設備について、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）に定める外皮仕様と設備を採用することにより、通常は一次エネルギー消費量基準に適合となります。一方、気候風土適応住宅では、外皮基準は適合対象から外れるため、設備のみの仕様の確認となります。

詳細は、国土交通省のホームページに掲載されている「仕様基準ガイドブック」を参照してください。

②Web プログラムによる適合確認

・一次エネルギー消費量基準

計算ルートは、Web プログラムによる計算の結果、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量以下であることにより、一次エネルギー消費量基準に適合となります。

通常の住宅では、設計一次エネルギー消費量は、当該住宅の外皮性能と設備仕様によって、基準一次エネルギー消費量は、標準の外皮性能と設備仕様によって計算されます。

一方、気候風土適応住宅の場合は、設計・基準一次エネルギー消費量ともに、標準の外皮性能によって評価することとし、当該住宅の外皮計算は不要です（設備仕様については、通常の住宅と同様です）。

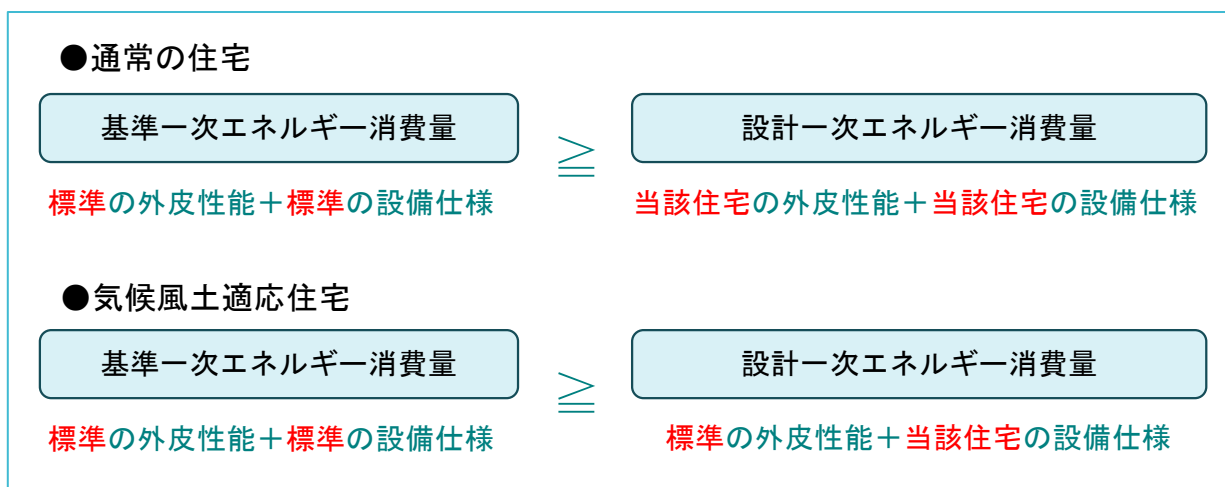


図 通常の住宅と気候風土適応住宅の一次エネルギー消費量の判定式

標準の外皮性能の値とは、仕様基準の値であり、Web プログラムに予め設定されています。

表 Web プログラムに設定されている気候風土適応住宅の標準の外皮性能

地域の区分	外皮平均熱還流率 U_A [W/m ² K]	暖房機の平均 日射熱取得率 [－]	冷房機の平均 日射熱取得率 [－]
6	0.87	4.3	2.8
7	0.87	4.6	2.7

• Web プログラムによる一次エネルギー消費性能の評価

一次エネルギー消費量は、国立研究開発法人 建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（<https://house.lowenergy.jp>）を使用します。

気候風土適応住宅では、Web プログラムを用いて一次エネルギー消費性能を評価する場合、外皮は仕様基準とし、設備等については各設備機器の省エネ性能等を入力します。

入力後、計算結果に示される判定により、省エネルギー基準への適合を確認します。

なお、入力の詳細については、国土交通省のホームページに掲載されている「住宅の省エネルギー基準と評価方法【戸建住宅版】」を参照してください。

(3) 審査機関への手続きについて

省エネ基準適合義務化にあたり、気候風土適応住宅の基準の適合については、原則として、一次エネルギー消費量基準の適合を仕様基準により確認している場合は、建築主事又は指定確認検査機関への建築確認申請の中で、性能基準（Web プログラムによる確認）により確認している場合は、所管行政庁又は登録省エネ適判機関への省エネ適判の中で審査されます。

一方で、都市計画区域外の平屋かつ延べ面積 200 ㎡以下の建築確認申請が不要なものや、平屋かつ延べ面積 200 ㎡以下で建築士が設計・工事監理をし、省エネ審査・検査の対象外になるものについては、建築士の責任において基準適合を確認していただくこととなります。

① 確認申請書に添付する図書について

建築確認申請の中で審査されることとなる場合、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 の第 85 の 2 項に基づき、「気候風土適用住宅の基準に適合することの確認に必要な事項」を明示した図書の添付が必要です。具体的な図書や明示すべき事項については、『長崎型気候風土適応住宅基準運用ガイドライン』を参照ください。

また、確認申請書第 2 面 8 欄の記載については、以下の記載例を参考にしてください。

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐ 提出済（ ）

☐ 未提出（ ）

☒ 提出不要（ 第 1 号イ（気候風土適応住宅）に該当 ）

※誘導仕様基準の場合は

「第 1 号ロ（気候風土適応住宅）に該当」

確認申請書第 2 面 8 欄の記載例

なお、省エネ適判を受ける場合の確認申請書第 2 面 8 欄の記載については、提出済又は未提出のチェックボックスにチェックのうえ、提出をした又は提出する予定の所管行政庁名又は登録省エネ適判機関の名称及び所在地を記入してください。

② 省エネ適判申請に添付する図書について

省エネ適判の中で審査されることとなる場合も（3）①と同様に、「気候風土適用住宅の基準に適合することの確認に必要な事項」を明示した図書の添付が必要です。具体的な図書や明示すべき事項については、『長崎型気候風土適応住宅基準運用ガイドライン』を参照ください。

また、建築物エネルギー消費性能確保計画書第 4 面 4 欄の記載については、以下の記載例を参考にしてください。

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(略)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☒ 基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☒ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 ○○○ GJ/年

設計一次エネルギー消費量 ○○○ GJ/年

BEI (○.○)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

建築物エネルギー消費性能確保計画書第4面4欄口の記載例

③気候風土適応住宅チェックリスト【長崎県内用】

次のとおり、長崎県内における気候風土適応住宅のチェックリストを定めました。

本チェックリストは、建築確認及び省エネ適判の申請時において、基準への適合状況の確認に活用することを想定しています。

建築確認においては、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に掲げる「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イただし書きの国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」の一部として、省エネ適判においては、建築物省エネ法施行規則第3条第1項の表の(い)欄に掲げる「設計内容説明書」として扱うことができます。

必要事項を記載のうえ、申請書類に添付してください。

気候風土適用住宅チェックリスト【長崎県内用】

年 月 日

建築物及びその敷地に関する事項

地名地番

チェック項目（長崎型気候風土適用住宅基準）

チェック
(申請者又は設計
者が記入)

令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により長崎県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。

一 告示第1項第1号イからハまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること	告示基準	☐
ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること		☐
ハ 屋根が茅葺であること		☐

二 次のイ及びロに該当するものであること

イ 次の（１）から（５）までのいずれかに該当すること		
（１）告示第1項第1号ニ（１）の（ｉ）から（iii）までのいずれかに該当すること 外壁について、次の（ｉ）から（iii）までのいずれかに該当すること		
（ｉ） 片面を真壁造とした土塗壁であること	告示基準	☐
（ii） 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること		☐
（iii） 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること		☐
（２）構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること	県内基準	☐
（３）貫工法等であること		☐
（４）床下が開放的であること		☐
（５）外壁周長の過半が縁側等であること		☐

ロ 次の（１）又は（２）のいずれか該当すること

（１）告示第1項第1号ニ（２）の（ｉ）から（iii）までのいずれかに該当すること 屋根、床及び窓について、次の（ｉ）から（iii）までのいずれかに該当すること		
（ｉ） 屋根が①から③のいずれかの構造であること	告示基準	☐
① 化粧野地天井		☐
② 面戸板現し		☐
③ せがい造り		☐
（ii） 床が板張りであること		☐
（iii） 窓の過半が地場製作の木製建具であること		☐
（２） 次の（ｉ）から（viii）のうちいずれか3つ以上に該当すること		
（ｉ） 軒の出が0.9m以上であること	県内基準	☐
（ii） 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること		☐
（iii） 高窓、天窓又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること		☐
（iv） 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること （多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。）		☐
（v） 6畳以上の広さの畳（県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る）の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること		☐
（vi） 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること		☐
（vii） 内部の壁の仕上げの過半が塗壁（漆喰塗等）又は板張り壁であること		☐
（viii） 屋根が瓦で葺かれていること		☐
（ix） 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること		☐

三 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること

次の（１）から（５）に該当すること		
（１） 外壁が塗壁（漆喰塗等）、下見板張り壁又は自然石張り壁であること	長崎市基準	☐
（２） 屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること		☐
（３） マントルピースと煙突を設置したものであること		☐
（４） 窓の過半が錠戸付きの木製建具（これに類するものを含む。）であること		☐
（５） 各階に奥行き1.5m以上で、外壁の1辺の1/2以上の幅（同一面に複数設置するときは、その幅の合計）のテラス又はヴェランダを設置したものであること		☐
区域要件 長崎市歴史的風致維持向上計画重点区域（東山手・南山手区域）内であること		☐

申請者氏名：

設計者氏名：

④変更の取扱いについて

気候風土適応住宅の基準に関する変更における軽微な変更又は計画変更の判断については、以下の通りです。

- 建築確認申請における変更手続き

変更の内容が建築基準法施行規則第 3 条の 2 に該当すれば軽微な変更、そうでない場合は計画変更となります。

- 省エネ適判における変更手続き

変更の内容が建築物省エネ法施行規則第 5 条に該当すれば軽微な変更、そうでない場合は計画変更となります。具体的には、以下を参考に判断をしますので、事前に審査窓口へご相談ください。

計画変更：法規、設計や主要構造（躯体）等に付随する項目（要件）変更 軽微な変更：それ以外の変更（気候風土適応住宅の要件内の変更）
